

(障害福祉サービス・障害児通所支援をご利用の皆様へ)

# 「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」 の作成について

障害福祉サービスや障害児通所支援の利用を希望する場合、原則「サービス等利用計画」又は「障害児支援利用計画」を作成が必要です。

なお、地域生活支援事業（移動支援・地域活動支援センター・日中一時支援）のみを利用する方は、計画の作成は必要ありません。

## サービス等利用計画・障害児支援利用計画とは

サービス等利用計画・障害児支援利用計画とは、サービス利用者が自立した生活を送るために、どのようなサービスをどれくらいの頻度で利用して行くかを記した障害者（児）の総合的な援助計画です。サービス利用者や家族のニーズ、生活全般の解決すべき課題を踏まえた上で作成します。

### 【計画の種類】

障害福祉サービスを利用する方⇒「サービス等利用計画」

障害児通所支援※を利用する方⇒「障害児支援利用計画」

※障害児通所支援とは、児童発達支援や放課後等デイサービスなどのサービスのことです。

## 計画を作成する人について

サービス等利用計画・障害児支援利用計画は、市町村が指定する「指定特定相談支援事業所」・「指定障害児相談支援事業所」の相談支援専門員が作成します。

**障害福祉サービスを利用する方 ⇒「指定特定相談支援事業所」が計画作成**

**障害児通所支援を利用する方 ⇒「指定障害児相談支援事業所」が計画作成**

※計画の作成は相談支援専門員が行いますが、専門員に代わり、本人や家族、支援者等が計画（セルフプラン）を作成することもできます。

## 計画作成にかかる費用

計画の作成に当たり、利用者が費用を負担することはありません。

計画を作成した指定相談支援事業所には、町から一定額の報酬が支払われます。

※セルフプランを作成した場合、報酬はありません。

## 相談支援事業所について

新たに障害福祉サービス等の利用を希望される方や、ご利用中のサービスの更新申請をされる方は、相談支援事業所に連絡し、計画（案）の作成を依頼してください。

※府中町内には、8か所の相談支援事業所があります。

他市町村の事業所に作成を依頼することもできます。町外の事業所については、下記をご参照ください。

- ・「障害福祉サービス等情報検索」 (<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/>)
- ・広島県ホームページ「障害のある人びとの暮らし」  
(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/1288079109843.html>)

### 【府中町内の指定相談支援事業所】

#### ●なないろ作業所相談支援事業所【特定・障害児】

安芸郡府中町浜田三丁目9番1号 TEL 082-236-3437・FAX 082-285-4824  
受付時間：9時～17時

#### ●相談支援事業所 府中【特定・障害児】

安芸郡府中町鶴江二丁目2番5号 TEL 082-562-2929・FAX 082-562-2928  
受付時間：10時～17時

#### ●合同会社こあ相談支援事業所【特定・障害児】

安芸郡府中町みくまり三丁目3番22号 TEL 090-4808-6543・FAX なし  
受付時間：9時～16時30分

#### ●柏学園特定相談支援事業所【特定】 ※知的障害のみ

##### 柏学園障害児相談支援事業所【障害児】

安芸郡府中町青崎東7番12号 TEL 082-282-6500・FAX 082-282-4981  
受付時間：8時45分～17時30分

#### ●府中みくまり病院相談支援事業所【特定】 ※精神障害のみ

安芸郡府中町みくまり三丁目1番11号 TEL 082-281-2281・FAX 082-281-0805  
受付時間：9時～17時

#### ●WINDえのみや【特定・障害児】

安芸郡府中町本町三丁目11番9号 榮会館 TEL・FAX 082-286-5551  
受付時間：10時～17時

#### ●すみっこテラス相談支援事業所【特定・障害児】

安芸郡府中町茂陰一丁目8番7号 TEL 082-298-7740・FAX 082-285-5373  
受付時間：10時～16時

#### ●相談支援事業所ワンステップ【特定】

安芸郡府中町浜田二丁目14番20号-203 TEL 070-4699-9336・FAX 050-3588-2601  
受付時間：8時30分～17時30分

### 【問い合わせ先】

府中町 福祉保健部福祉課 障害者福祉係

TEL 082-286-3161 FAX 082-283-5775

# サービス等利用計画・障害児支援利用計画作成の流れ

利用を希望する方

## 相談支援事業所を選び契約

※相談支援事業所は契約後に別の事業所に変更することも可能です。

## 利用するサービス事業所の見学・相談

## 申請・認定調査

・福祉課へ利用申請書を提出します。その後、調査員が障害者（児）の自宅等を訪問して面会し、障害支援区分認定調査、概況調査、サービス利用の意向調査を行います。

※障害支援区分認定調査は、18歳以上の障害者の方が障害福祉サービスを利用する場合のみ行います。

## 利用計画案の作成

- ・相談支援事業所の相談支援専門員は利用者と面会し、サービス利用の意向等を確認の上、利用計画案を作成します。
- ・作成した利用計画案は、福祉課に提出してください。

## 支給決定

- ・福祉課から、サービスの支給決定通知と受給者証が自宅に郵送されます。
- ※契約をした相談支援事業所名とモニタリング期間、受給期間が記載されていますので、確認してください。

## 利用計画の作成

- ・相談支援事業所は、関係者を集めてサービス担当者会議を開き、利用計画を作成します。
- ※サービス担当者会議では、課題解決に向けた支援内容やそれぞれの役割、今後の支援の方針を確認します。

## サービスの利用・モニタリング

- ・障害福祉サービスや障害児通所支援を提供する事業者と契約を結んでください。
- ・相談支援事業所は、利用計画の内容に沿ったサービスが提供されているか確認（モニタリング）し、必要に応じて利用計画の見直しを行います。

※モニタリングの期間は、利用者ごとに違います。（受給者証をご確認ください。）

※モニタリング月には、相談支援事業所の相談支援専門員が自宅を訪問します。

※サービスの更新、内容の変更や新たなサービスの利用が必要になったときは、相談支援事業所は、利用計画の見直しを行い、利用申請等に関する支援を行います。